

## 福島県家畜疾病経営維持資金利子補給金交付要綱

(令和4年12月21日付け4農支第3433号福島県農林水産部長通知)

### (趣旨)

第1条 県は、広範囲に影響を与える家畜伝染病の発生等により影響を受けた畜産経営体の経営の再開や維持安定に必要な資金の円滑な利用を図るため、融資機関が農業者等に対して家畜疾病経営維持資金を貸し付ける場合、当該融資機関に対し福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより予算の範囲内で利子補給金を交付する。

### (利子補給対象資金)

第2条 この要綱の対象となる家畜疾病経営維持資金は、畜産特別支援資金融通事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農畜機第4699号。以下「実施要綱」という。）別添2の第2の1及び家畜疾病経営維持資金融通事業実施要領（平成25年2月27日付け24年発中畜第949号-2。以下「実施要領」という。）第1に規定する経営継続資金、経営再開資金及び経営維持資金のうち、鳥インフルエンザを要因とする資金とする。

### (貸付対象者)

第3条 家畜疾病経営維持資金の貸付対象者は、実施要綱別添2の第3の2の(1)のア及び実施要領第2の1に規定する融通対象者とする。

### (融資機関)

第4条 この要綱における融資機関は、実施要綱別添2の第3の2の(1)のエ及び実施要領第2の4の(1)に規定する融資機関とする。

### (利子補給率)

第5条 利子補給率は、実施要綱別添2の第3の2の(1)のカの(エ)及び実施要領第2の5の(3)に規定する貸付利率と同率とする。

### (利子補給期間)

第6条 利子補給の期間は、貸付後7年以内とする。

### (利子補給契約)

第7条 利子補給は、この要綱で定めるもののほか、利子補給に関しあらかじめ知事が融資機関との間に締結する利子補給契約に基づいて行うものとする。

#### (利子補給金の額)

第8条 利子補給金の額は、毎年1月1日から6月30日までの期間及び7月1日から12月31日までの期間における融資平均残高(当該期間中の毎日の最高残高(延滞額を除く。))の総和を365の日数で除して得た金額とする。)に第5条に規定する利子補給率を乗じて得た額とする。

#### (申請書の様式等)

第9条 規則第4条第1項の申請書は、家畜疾病経営維持資金利子補給承認申請書(様式第1号)によるものとし、その提出期限は、融資機関が家畜疾病経営維持資金の貸付けを行った日から15日以内とする。

2 規則第4条第2項第2号に規定する別に定める書類は、実施要綱別添2の第3の2の(1)のオに規定する畜産経営維持計画(以下「計画」という。)及び利子補給金計算書とする。

#### (利子補給金交付の条件)

第10条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、家畜疾病経営維持資金の繰上償還に伴う利子補給金の減額とする。

#### (変更承認の申請)

第11条 規則第6条第1項の規定に基づき知事の承認を受けようとするときは、家畜疾病経営維持資金利子補給変更承認申請書(様式第2号)を速やかに知事に提出しなければならない。

#### (利子補給金の請求)

第12条 利子補給金の交付を受けようとする融資機関は、家畜疾病経営維持資金利子補給金請求書(様式第3号)を、第8条の期間を経過した日から30日以内に知事に提出しなければならない。

#### (利子補給の停止)

第13条 県は、家畜疾病経営維持資金として貸し付けられた資金が実施要綱別添2、実施要領に規定する貸付要件に適合しないと認められた場合及び家畜疾病経営維持資金の借受者が経営を中止した場合並びに計画の承認が取消しとなった場合は、融資機関に対し利子補給金の全部又は一部の交付を行わないものとする。

#### (報告書等の徴収)

第14条 融資機関は、県が利子補給に係る家畜疾病経営維持資金の貸付け状況に関して報告を求めた場合又はその職員をして利子補給に係る帳簿及び関係証拠書類を調査する場合には、これに協力しなければならない。

**(帳票類の整理保管)**

第15条 融資機関は、家畜疾病経営維持資金の貸付け及び利子補給に係る経理状況を明らかにするとともに、帳簿及び関係証拠書類を整理保管するものとし、その保存期間は、融資機関に対する利子補給金の交付が全て完了した年度の翌年度から起算し5年間とする。

**附 則**

この要綱は、令和4年12月21日から施行する。